

重度障害者(児)医療費助成制度のお知らせ

町では、次の助成制度に該当する方が医療機関にかかった場合、医療費(保険適用分)などを助成しています。ただし、助成を受けるためには申請が必要です。

助成制度	対象となる方
重度障害者(児)医療費助成 (※所得制限あり)	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳の交付を受け、1級～3級の障害を有する方 ・療育手帳の交付を受け、A1・A2・B1・B2の一部の判定を受けた方 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受け1級または2級に該当し、自立支援医療受給者証の交付を受けた方

医療費受給者証の更新

重度障害者(児)の医療費受給者証の有効期限は、7月31日(金)です。**8月診療分以降も助成を受けるためには、申請が必要です。**対象者には申請書を送付しますので、更新手続きをしてください。

受付期限 7月13日(月)～8月3日(月)まで
午前8時30分～午後5時15分(土日祝日は除く)
※7月31日(金)は午後7時まで受け付けます。

受付場所 町民税務課または今庄・河野事務所

提出物 医療費受給資格認定申請書、健康保険証、印鑑、通帳、障害者手帳など

問合せ 町民税務課 ☎0778-47-8015

※母子家庭等・父子家庭の医療費受給者証の更新時期は、令和2年から、7月ではなく、10月頃に変更になりました。
※子ども医療費の助成(出生から18歳まで)については、更新手続きは不要です。

児童扶養手当、特別児童扶養手当のお知らせ

～手当を受給するためには申請が必要です～

■ 提出書類/認定請求書、戸籍謄本、所得証明書など ■ 受付場所/町民税務課または今庄・河野事務所

児童扶養手当

父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭(ひとり親家庭)の生活の安定と自立のために手当を支給し、その児童の父母、父母に代わってその児童を養育している方、あるいは父母が政令で定める程度の障害の状態にある児童の父または母に支給されます。(※所得制限あり)

現況届のお知らせ

手当を受けている方(支給停止の方含む)は、毎年8月に現況届の提出が必要です。これは、手当の受給資格を毎年審査するもので、**この届を提出しないと8月分以降の手当を受けることができません。**また、支給停止の方は、受給権が消滅してしまいます。

〈受付期間〉 8月3日(月)～8月31日(月) ※8月7日(金)は午後7時まで受け付けます。
午前8時30分～午後5時15分(土日祝日は除く)

特別児童扶養手当

精神または身体に障害を有する児童を監護する父または母、もしくは父母に代わって児童を養育している方に支給されます。(※所得制限あり)

所得状況届のお知らせ

手当を受けている方(支給停止の方含む)は、毎年所得状況届の提出が必要です。これは、手当の受給資格を毎年審査するもので、**この届を提出しないと8月分以降の手当を受けることができません。**また、支給停止の方は、受給権が消滅してしまいます。

〈受付期間〉 8月12日(水)～9月11日(金)
午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日は除く)

■ 問合せ 町民税務課 ☎0778-47-8015

